

公明党議員団から若者の雇用に関する意見書が提案されたが、「多様な働き方」と称して非正規雇用を拡大する問題を含んでいることを指摘して反対した。

(議長) 続きまして、日程5番、議員提出議案第10号、若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書については山村さんから提出され、所定の賛成者があり、成立しておりますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

(局長) 朗読

(議長) それでは、本案について提案趣旨の説明をお願いします。5番、山村さん！

(山村議員) 朗読にかえまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書。ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化しています。非正規労働者や共働き世帯がふえた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくありません。中でも働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり年々深刻さを増しています。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められています。

よって、政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、一層の取り組みを進めるべく以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求めます。記 一、世帯収入の増加に向けて、政労使による賃金の配分に関するルールづくりを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など総合的な支援を行うことともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること。一、労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労務環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること。一、個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など多様な働き方を普及・拡大する環境整備を進めるとともに、短時間性社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること。一、仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員皆様の御理解をいただき、何とぞ採択していただけますようよろしくお願い申し上げます。

(議長) それでは、これより本案について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。12番、八尾君！

(八尾議員) 2点質問をしたいと思います。

若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続ける社会を実現したいと、こう冒頭述べられています。これを妨げているものは一体何が原因なのかという問題なんですね。私のほうでは二つあるのではないかと。

一つは労働者派遣法の問題であります。戦後改革の中で労働法では、基本的に口入れ、修繕屋と呼ばれるような人をあっせんする中間搾取の業務はだめだと労働法では否定をされたんですが、労働者派遣についてもごく限定的な、例えばプロジェクトチームを発足させて、どうしてもこの公認会計士が必要だから3年間だけ期間を限定して派遣してもらいたい。こういうことでやってきたものが1998年まではやってきたんですね。その年に派遣業務をぐっと対象を広めると。こういうことをやったわけです。これは政党としては反対したのは共産党だけで他の政党は全て賛成をしておられます。今日では、その大幅な緩和が続いた後、実は製造業にまでこの派遣業務が対象を広げて、日雇い派遣であるとか、年越し派遣村などに見られるような悲惨な状況が明らかになってまいりました。派遣労働者になりますと住まいも奪われるという、本当に路頭に迷うということが現実のものになったわけであります。

前の民主党政権の時代には製造業に対する派遣業務を禁止すると、登録型派遣もだめだという流れで一旦取り組まれたようですけども、財界から要請がありまして頓挫したという経過もあります。だから、製造業では今も派遣業務を認めていますし、それから登録型派遣もいまだに続いています。このことについて実は平成22年6月18日の広陵町議会では「労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書」というのを全会一致で採択しております。これは山村議員も賛成しておられるわけでありまして、要望が5項目ありまして、派遣労働は一時的臨時的な業務に限り、いちじるしく不安定な雇用となっている登録型派遣は真に専門的な業務に限定して、原則禁止すること。二つ目に日雇い派遣やスポット派遣は禁止すること。3番目に製造業への派遣を禁止すること。4番目に派遣期間の上限を1年にして、1年の雇用期間を超えた場合や違法があった場合には派遣先が直接雇用したものとみなすこと。5番目に派遣労働者の差別を禁止し、正社員と均等待遇を保証すること。これを全会一致で決めているわけです。

今回意見書を出された基本には、この労働者派遣法に対するこの意見書を踏まえられておるのか、踏まえられておらないのか、それをお尋ねをいたします。

二つ目でございます。

不安定な働き方の有期雇用やパート労働法の問題でございます。契約社員やパート、期間社員など非正規労働者は細切れの雇用契約の更新を繰り返し、常に雇用不安の中で働いています。このような雇用不安をライフスタイルに応じた多様な働き方と認定するわけにはいきません。派遣先企業が直接雇用を切りかえても数カ月の契約を繰り返し、いつでも雇いどめ、首切り、自由なき敢行とされるケースが後を絶ちません。労働基準法では3

年を超える雇用計画ができないことになっていることから、最長2年11カ月契約と称して、それまではいつでも雇いどめできると解釈をして、違法・脱法を繰り返しているケースも後を絶たないようにございます。有期労働は一時的臨時的な業務に限り、期間も1年を上限にする。1年を超えて働いている場合は、期間のない、定めのないものとみなし、賃金などの待遇も通常の労働者と均等待遇とすることが必要だと考えますが、この意見書はそうした立場を踏まえて出しておられるのかどうか、お尋ねをいたします。

パート労働者については現行法では通常の労働者と均等待遇とされるのは、業務の内容や責任や同じ、人材活用の仕組みが同一、無期労働契約であるという三つの要件が課せられており、その対象となるのはパート労働者のほぼ1%にすぎないと言われております。同じような仕事をしていても責任が違う、人事管理が違うなどという理由で圧倒的に女性であるパートには正社員との大きな賃金格差が押しつけられています。今回の意見書には、これらのことを多様性として認める内容が盛り込まれています。むしろ賃金、休暇、教育訓練、福利厚生、解雇、退職その他の労働条件について、労働者がパート、有期労働者であることを理由として正社員と差別的取り扱いをすることを禁止する必要があるのではないか。正社員を募集するときは、パート、有期労働者に応募の機会を優先的に与えること。短期の雇用契約の繰り返しを期間のない定めの雇用契約とみなした判例を法制化すること。合理的利用のない短期・反復雇用、契約社員は公正な契約として規制して、正社員に移行させること。正社員が育児・介護などに理由のために一定期間パートタイム労働者として働き、また正社員に戻れるようにすること。均等待遇に違反している企業に対して罰則も設けることも含めて厳しく取り締まることも重要だと思いますが、これらのことをこの意見書は盛り込んでおられるのかどうか。

また、本来労働者として企業の指揮命令を受けて仕事をしているのに個人請負契約として社会保険など労働者としての権利を奪うと脱法行為もふえています。こうした違法行為も厳しく取り締まり、ILOの雇用関係に関する勧告198号を活用し、請負や委託で働く労働者を保護するようにする必要があるんじゃないか。

以上、長々と申しました。申しわけないです。多様な働き方と書いておられるんですけども、非正規雇用の拡大を進める政府財界の政策の隠れみのになっておるのではないかと考えられますがいかがでございましょうか。その点をお尋ねいたします。

**(議長)** それでは、ただいまの質疑に対しまして、提出者より答弁をお願いします。

5番、山村さん！

**(山村議員)** 本当に労働関係に関して、本当に右には出ないという知識をお持ちの八尾議員ですので、私のほうからは詳しい答弁というか、満足のいくお答えはできないと思えますけれども、先ほど採択された意見書ということも紹介しており、私も賛成をさせていただきました。その意見書に基づいての意思、趣旨というのは、私も持ちながらのこの意見書でございます。ただ、やはりこういう制度があることから、こういう法から現実こうだけれども、若者を働きやすい環境づくりにしていかなければいけないんじゃないかという

趣旨の今回の意見書でございます。また、ライフスタイルに応じたという、ライフワークバランスのことでいろいろ多岐にわたる雇用をすることが、やはりその非正規雇用を助長しとかということでも主張されますけれども、今回の意見書の趣旨というのは、非正規雇用を促進するということです。そういう働く労働者を守るための若い人、また働く女性のライフスタイルに応じた中でも雇用を守り、非正規雇用のそうした福利厚生を守っていくため、それを目的とした労働者を守るための今回は意見書でございますので、そういう趣旨を酌んでいただいて私はこの意見書を採択していただきたいと思います。

(議長) ほかに質疑ありませんか。13番、山田さん！

(山田議員) 常任委員会で私、記1に奈良県の最低賃金とそれからこの意見書における最低賃金引き上げは幾らぐらいですかということをお聞きしたんですが、今説明の中にはその答えがなかったので再度お聞かせいただきたいと思います。

(議長) 5番、山村さん！

(山村議員) そのときちょっと勉強不足で即座にお答えすることができませんでした。今、厚生労働省の地域別最低賃金の全国一覧というのを持たせていただいております。平成25年度地域別最低賃金改定状況ということで、奈良県はまだ699円のままでございました。昨年、平成24年10月6日に発行されているということで、平成25年度は各ほかの地域では、もう平成25年10月の時点で発行するという発表をされているところがございます。この最低賃金のことで委員会のときの質疑のときに、なぜ政労使なのかという、ここに政府が入っているということが何か問題のようにおっしゃられたことがあるんですね。さまざまな新聞にも取り上げられているんですけども、最低賃金の引き上げについて取り上げられたニュースがあるんですけども、今年度は14円全国平均で引き上げられるということで、2桁の増加は3年ぶりで最低時期は749円から763円にアップするというので、全国平均ですのでいろいろあると思います。この大幅アップというのは、厚生労働省の中央最低賃金審議会が打ち出したが、審議の過程は異例だったと。これは産経新聞のニュースから読ませていただいております。田村厚生労働大臣がみずから審議会に出席して、引き上げを直接要請した。安倍首相もテレビ番組で10円の引き上げは可能だと述べるなど政府を挙げて大幅アップへの環境づくりを進めたということで載っているとおり、やはり労使だけの話し合いだけではなく、こうして政府主導で賃金アップということを取り組む、今まさにそういうふうに行われている姿勢を見せているということが現実であります。

(議長) ほかに質疑ありませんか。(「なし」の声あり)

(議長) それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。12番、八尾君！

(八尾議員) この意見書に反対をいたします。

これまで公明党議員団が3回にわたって雇用の問題について提案をいただいております。平成22年6月には未就職新卒者の支援策実施を求める意見書、平成23年3月議会には、

若者の雇用対策のさらなる充実を求める意見書、それから平成24年12月には次代を担う若者世代支援策を求める意見書、それぞれ提案をして全会一致で採択をされております。共産党も若い人たちの雇用を守れと、こういう立場で協力できるところはするわけであり、そういう意味で今回は4回目の意見書というふうになっているんですが、これらの意見書に共通するのは、若者の雇用が困難になっている根本原因が一体どこにあるのか触れていない点であります。景気が悪いということは言われるんですけども、じゃあ、その景気の悪い中でどのような雇用政策をとるべきなのかということの本格的に提案をしていないわけです。聞き違いだったのかもしれませんが、今は非正規雇用の権利を守るために出したとおっしゃいましたが、ちょっと聞き違いなのかもしれません。後でまた確認はしたいと思います。労働者派遣法の改悪や不安定期雇用の推進、非正規労働の拡大などが実はライフスタイルの多様化とか多元的な働き方といった言葉に置きかえられています。これまでの三つの公明党議員団さんが準備された意見書にはこのような文言は入っていないんです、実は。だからその点をどうですかということをお願いをしていたわけであり、今、若者の雇用についていえば、雇用は正規職員が当たり前、違法な長時間労働や激しい退職勧奨をはね飛ばす法規制の整備が求められているのに、この意見書はこうした要望に頼るものになっておりませんので、反対です。

(議長) ほかに討論ありませんか。3番、吉村さん！

(吉村議員) 反対の討論がありましたので、賛成の立場から討論させていただきます。

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により若者の働き方や暮らし方が変化しています。非正規労働者や共働き世帯がふえた今、若者が本来望んでいるワークライフバランス、仕事と生活の調和が崩れています。価値観の多様化が進んだ現代では、子供のいない共働き世帯や単身世帯などがふえており、例えば正社員の夫と専業主婦の妻、そして2人の子供というこれまでの一般的とされてきた日本の社会システムについても実態との間にずれが生じており、今後少子高齢化が進むとますますそのずれが広がる可能性があります。今こそ若者のライフスタイルに合った社会を目指し、日本の未来を再設計すべく国を挙げて取り組んでいくべきであると考えます。以上の理由で、この意見書に対して賛成をいたします。

(議長) ほかに討論ありませんか。13番、山田さん！

(山田議員) 反対の立場でお話しさせていただきます。

やはりこういう今の若者の収入200万円以下のそういう世代で意見書の内容にもありましたが、結婚を諦めざるを得ない、こういう状況に置かれたのは、やはり政府がそういう非正規雇用を進めてきた、ここに原因があると思います。今、ブラック企業ということで大変やり玉に上げられている企業も多い中、この間もNHKでブラック企業のことを取り上げられていましたけれども、みなし労働、みなし賃金ですか、ということで、残業時間をもうお給料の中に含まれているから100時間以上の残業をしても一切残業代を払わないような、そして過労死で若い23歳の方が亡くなるような、そういう働き方をして

いるのはやはり国にそういうふうに小泉さんが非正規労働の緩和をしてきたということが原因だと思います。その辺をきちっとやはり見ていかなければ、若者は働き方で救われないと思います。その辺がこの意見書には政労使ということで、この意見書では本当に若者が働く環境がよくなると思えませんので反対をさせていただきます。

(議長) ほかに討論ありませんか。(「なし」の声あり)

(議長) それでは、討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決をします。

本案について、反対者がいますので、起立により採決します。

議員提出議案第10号は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

(議長) 起立10名であり、賛成多数であります。よって、議員提出議案第10号は原案のとおり可決されました。